

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県吾妻郡中之条町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、中之条町(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 中之条町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県吾妻郡中之条町(次の図に示す部分に限る。)
- (一) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第千十三号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
- 平成二十七年四月三十日
- 農林水産大臣 林 芳正

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 長野原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、長野原町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第千十四号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
- 平成二十七年四月三十日
- 農林水産大臣 林 芳正
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県吾妻郡中之条町(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県吾妻郡中之条町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、中之条町(次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第千十五号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
- 平成二十七年四月三十日
- 農林水産大臣 林 芳正
- 経済産業省告示第九十八号
- 計量法(平成四年法律第五十一号)第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定が効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。
- 平成二十七年四月三十日
- 経済産業大臣臨時代理 国務大臣 甘利 明

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮城県栗原市花山字本沢早坂四三の一、字草木沢荒谷裏一、二、一三、一四の一、二〇、字本沢天ヶ沢一〇の一、一二、一五の一から一五の四まで、字本沢沼山五七、字本沢合道二の二(次の図に示す部分に限る。)、二の二二
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 特許庁告示第十三号
- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第十条の二、第二十三条の五及び第三十四条の四の規定に基づき、平成十六年特許庁告示第一号(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の規定に基づく電子計算機の技術的基準を定める件)の一部を次のように改正する。
- 平成二十七年四月三十日
- 特許庁長官 伊藤 仁
- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の規定に基づく電子計算機の技術的基準を定める件(平成十六年特許庁告示第一号)の一部を次のように改正する。
1. 中「[平成18年12月31日以前に交付した又は]を」、「[「若しくは」は「国務事務局」を「又は国務事務局」に改める。]
2. 及び3. 中「[平成18年12月31日以前に交付した又は]を」、「[「若しくは」を「又は」に改める。]
- 附 則
- この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
一一三〇一	平成十年七月六日	平成二十七年三月十七日	水道メーター第二類	株式会社東芝 府中事業所 東京都府中市東芝町一番地